保安規定 各社比較 第4章 運転管理(第17条の2)

九州電力(株)玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
			下記の通り他社との差異についてカテゴリ分けをする。 ①TS-10 との紐づけ ②個別の TS で説明 ③その他	_
(内部溢水発生時の体制の整備) 第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練	おいて溢水が発生した場合(以下,「内部溢水発生時」とい	(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の23号炉および4号炉について、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下、「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練	(内部溢水発生時の体制の整備) 第17条の2 [7号炉] 技術計画GMは、原子炉施設内において溢水が発生した場合 (以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所具を全縁情部との承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること (3)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること (3)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること	③その他(業務所掌の相違) コメント No. 33 ③その他 (計画とは,3 次マニュアル「浸水防護管理要領」を指す。3 次マニュアルの承認権限の相違) コメント No. 21 ②体制の整備についてTS-46(資機材一覧表の相違(資機材出
2 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における 原子炉施設の保全のための活動を実施する。	2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	2. 各GMは、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	スト上, <u>溢水の資機</u> 材なし))
3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価 の結果に基づき必要な措置を講じる。	3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	3. 各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、 第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、 評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報 告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定 期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置 を講じる。	3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	
4 各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	4 各課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	4. 3号炉および4号炉について、各課(室)長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運	③その他(現行保安 規定第17条3項の記 載を踏襲)
	※1:内部溢水発生時に行う活動を含む。(以下,本条において同じ。)		※1:内部溢水発生時に行う活動を含む。(以下,本条において同じ。)	

保安規定 各社比較 第4章 運転管理(第17条の3)

九州電力(株)玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の2の2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。	制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を 得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部	(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の23号炉および4号炉について、安全・防災 室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合ま たは発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。)に おける原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備 として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等 および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定す る。	(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の3 [7号炉] 技術計画GMは、火山現象による影響が発生するおそれが ある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」とい う。)における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制 の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長 の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内 部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係 る実施基準」に従い策定する。	コメント No. 33 ③その他 (計画とは,3 次マニュアル「自然現象対応要領」を指す。3 次マニュアルの承認権限の相違)
動を行うために必要な要員の配置 (2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練	(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資機材の配備に関すること	動を行うために必要な要員の配置	(1)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること (3)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること	
2 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。 (1)火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること (2)(1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (3)(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること		2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 (1)火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること (2)(1)に掲げるものの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (3)(2)に掲げるものの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること	2. 各GMは、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。 (1)火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること (2)(1)に掲げるものの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (3)(2)に掲げるものの他、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること	
3 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、第1項(1) の要員に第2項の手順を遵守させる。	2 各課長は、前項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。	3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。		
4 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、 第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、 評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報 告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定 期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置 を講じる。	4. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	
5 各第二課長は、火山影響等発生時において、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	4 各課長は、火山影響等発生時に、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	5.3号炉および4号炉について、各課(室)長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉 を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運	③その他(現行保安 規定第17条3項の記 載を踏襲)
反映等を実施する。	5 発電管理部長は、火山現象に関する新たな知見等の収集、 反映等を実施する。	6.3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括(原子力技術)は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を 実施する。	6. 原子力設備管理部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。	
※1:火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。	※1:火山影響等発生時に行う活動を含む。(以下,本条において同じ。)	※1:火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。	※1:火山影響等発生時に行う活動を含む(以下,本条において同じ)。	

保安規定 各社比較 第4章 運転管理(第17条の4)

九州電力(株)玄海発電所(令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
(その他自然災害発生時等の体制の整備)	(その他自然災害発生時等の体制の整備 (3号炉))	(その他自然災害発生時等の体制の整備)	(その他自然災害発生時等の体制の整備)	
		東京電力HD 旧 柏崎刈羽原子力発電所記載	第17条の4 [1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉]	
		第17条 各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を	各GMは、震度5弱以上の地震が観測*1された場合は、	
		講じるとともに、その結果を所長及び主任技術者に報告す ス	<u>地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、</u> その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	
		(1) 震度 5 弱以上の地震が観測 ^{※1} された場合は,地震終了後		
		原子炉施設の損傷の有無を確認する。	2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重 大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉	
		3.当直長は, <mark>山火事,台風,津波等の影響</mark> により,原子炉施	を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運	③その他 (定義の変
		設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は,当該 号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する	転管理部長は,所長,原子炉主任技術者及び関係GMに連絡 するとともに,必要に応じて原子炉停止等の措置について協	更)
		運転管理部長は、所長、主任技術者及び各GMに連絡するとと	まする。 議する。	
		もに,必要に応じて原子炉停止などの措置について協議する。	※1:観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所	
		※1:観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所	※1: 観測されに展及は発電所同辺のめらかしめために側候所 等の震度をいう。	
(7 o h) - h) // r = 7/, / L p + //r o L - (4 u) o = 4//r)		等の震度をいう。		
(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然	第 17 条の3 3 号炉について, 防災課長は, 原子炉施設内に	 第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその	<u>[7号炉]</u> 技術計画GMは、原子炉施設内においてその他自然災害	
災害(「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条におい		他自然災害(「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条		
て同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のため の活動**1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を		において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全 のための活動**1を行う体制の整備として、次の各号を含む計		③その他 (計画とは,3次マニ
策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火	事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあ	画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示	所長安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、	ュアル「自然現象対
災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニ タリング等に係る実施基準」に従い策定する。	たっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰) および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。	す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対 応に係る実施基準」に従い策定する。	添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。	応要領」を指す。3次 マニュアルの承認権
ノブンノ寺に所る大旭本午」に成く水ルデジ。				限の相違)
(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置	(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること	(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置	(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のため の活動を行うために必要な要員の配置に関すること	
(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のため		(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のため	(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のため	
の活動を行う要員に対する教育訓練 (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のため	めの活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関す ること	の活動を行う要員に対する教育訓練 (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のため	<u>の活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u> (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のため	
の活動を行うために必要な資機材の配備	(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のた	の活動を行うために必要な資機材の配備	の活動を行うために必要な資機材の配備に関すること	
	めの活動を行うために必要な資機材の配備に関すること			
2 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、廃止措置運営	2 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時に	2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づ	2. 各GMは、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時に	
課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、前項の計画に		き、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のため	おける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な	
基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全の ために必要な体制及び手順の整備を実施する。		に必要な体制および手順の整備を実施する。	<u>体制及び手順の整備を実施する。</u>	
		○ 左驷(台)目),牌○本○军利○内协从用之下。[6] [1])		
3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価		3. 各課(至) 長は、第2項の活動の美施結果を取りまとめ、 第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、	3. 各GMは, 第2項の活動の実施結果を取りまとめ, 第1項 に定める事項について定期的に評価を行うとともに, 評価の	
の結果に基づき必要な措置を講じる。	長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定	評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報	結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。	
	期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置	7 77 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		を講じる。		
4 各第二課長は、その他自然災害の影響により 原子炉施設	4 各課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保	4. 各課(室)長は、その他自然災害の影響により、原子炉施	 4. <mark>当直長</mark> は, その他自然災害の影響により, 原子炉施設の保	
の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合	安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は,所	設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場	安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は, 当	③その他 (現行保安
は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するととも に、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	長,原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに, 必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡 するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協	<u>該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管</u> する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GM	規定第17条3項の記載を踏襲)
		議する。	に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置につ	7% C PD 4X/
			いて協議する。	
	5 発電管理部長は、その他自然災害に関する新たな知見等の			
収集、反映等を実施する。	収集,反映等を実施する。	力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。	等の収集,反映等を実施する。	
		口が欠百に所分別にな州元寺の収来、及吹寺を大地り分。		

保安規定 各社比較 第4章 運転管理(第17条の5)

四国電力(株)伊方発電所 (令和2年3月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	関西電力(株)高浜発電所 (令和2年3月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
有毒ガスに関する保証	令和2年3月 補正申請を反映 安規定について、令和2年3月に各社認可又は補正された	<u>全条文との比較に変更する。</u>	下記の通り他社との差異についてカテゴリ分けをする。①TS-10 との紐づけ②個別の TS で説明③その他	
(有毒ガス発生時の体制の整備(3号炉)) 第17条の3の2 3号炉について、放射線・化学管理課 長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合 (以下「有毒ガス発生時」という。)における運転員 等の防護のための活動*1を行う体制の整備として、次 の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の 策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、 火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係 る実施基準」に従って実施する。	(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の3の2 安全・防災室長は、発電所敷地内において 有毒ガスを確認した場合(以下、「有毒ガス発生時」という。) における運転員等の防護のための活動*1を行う体制の整備 として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、計画は添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、 自然災害及び有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い 策定する。	(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の3の2 3号炉および4号炉について、安全・防災 室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以 下、「有毒ガス発生時」という。)における運転員等の防護の ための活動*1を行う体制の整備として、次の各号を含む計 画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は添付2に示す 「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害及び有毒ガス発生 時の対応に係る実施基準」に従い策定する。	(有毒ガス発生時の体制の整備) 第17条の5 [7号炉] 技術計画GMは、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。)における有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員(以下「運転・対処要員」という。)の防護のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。	③その他(定義の相違) コメント No. 33 ③その他 (計画とは、3 次マニュアル「自然現象対応 要領」を指す。3 次マニ
(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること	(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置(2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練(3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備	(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置(2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練(3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備	(1) 有毒ガス発生時における <mark>運転・対処要員</mark> の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること(2) 有毒ガス発生時における <mark>運転・対処要員</mark> の防護のための活動を行う要員に対する教育及び訓練の実施に関すること(3) 有毒ガス発生時における <mark>運転・対処要員</mark> の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること	ュアルの承認権限の相違)
2 各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を実施する。	2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項に計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。	2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項に計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。	2. 各GMは、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における 運転・対処要員の防護のための活動を実施する。	
3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、放射線・化学管理課長に報告する。放射線・化学管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	3. 各課(室)長は第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評 価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告 する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期 的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を 講じる。	1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告	3. 各GMは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	
4 各課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保 安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合 は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡す るとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置につい て協議する。	長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとと	4. 各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	③その他(現行保安規 定第 17 条 3 項の記載 を踏襲)
※1:有毒ガス発生時に行う活動を含む。(以下,本条において同じ。)	※1:有毒ガス発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)	※1:有毒ガス発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)	※1:有毒ガス発生時に行う活動を含む。(以下,本条において同じ。)	

九州電力(株)玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
			下記の通り他社との差異についてカテゴリ分けをする。①TS-10 との紐づけ②個別の TS で説明③その他	-
内部溢水	内部溢水	内部溢水	内部溢水	③その他(業務所掌 の相違) ③その他(条文構成
2 内部溢水 防災課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1 項から2.4 項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	2 内部溢水 防災課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全 のための活動を行う体制の整備として、次の2.1 項から 2.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認 を得る。 また、各課長は、計画に基づき、内部溢水発生時における 原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制 および手順の整備を実施する。	2 内部溢水 安全・防災室長は、溢水発生時における原子炉施設の保全の ための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課(室)長は、計画に基づき、溢水発生時における 原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制お よび手順の整備を実施する。	2. 内部溢水 技術計画GMは、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	○大切他 (未文件版の相違)コメント No. 21 の反映に伴う項番号の修正コメント No. 33③その他(計画とは,3次マニュアル「浸水防護管
2.1 要員の配置 (1) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又 は発生した場合に備え、第1 19 条に定める必要な要員を 配置する。	2.1 要員の配置 所長は、内部溢水の発生により原子力災害が発生するお それがある場合または発生した場合に備え、第120 条に 定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を 行うために必要な要員を配置する。		2. 1 要員の配置 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。	理要領」を指す。3次マニュアルの承認権限の相違) ③その他(業務所掌の相違)
2.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、内部溢水全般(評価内容、溢水経路、防護すべき設備、水密扉、堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 防災課長は、関係所員に対して、火災が発生した場合の初期消火及び放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的	2.2 教育訓練の実施 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については,第130 条および第131 条に基づき実施する。	2. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、溢水全般(評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 安全・防災室長は、全所員に対して、火災が発生した場	2. 2 教育訓練の実施 技術計画GM は,溢水発生時の対応に関する以下の教育 訓練を定期的に実施する。 (1)全所員に対して,溢水全般(評価内容並びに溢水経路,防護すべき設備,水密扉及び堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を実施する。	③その他(業務所掌 の相違) ①P366 (「1.3(1)火災

2.3 資機材の配備

(1) 防災課長及び保修第二課長は、内部溢水発生時に使用す る資機材を配備する。

に実施する。また、専属自衛消防隊に対して、同内容の教

(3) 発電第二課長は、運転員に対して、内部溢水発生時の運

育訓練が実施されていることを定期的に確認する。

転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。

2.4 手順書の整備

(1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、内部溢水 発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを 規定文書に定める。

ア 内部溢水発生時の措置

発電第二課当直課長は、配管の想定破損による溢水が発 生した場合及び基準地震動による地震力により耐震B、C クラスの機器が破損し溢水が発生した場合の措置を行う。

イ 水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置 土木建築課長は、水密区画壁のひび割れに伴う少量の漏 水が発生した場合の措置を行う。

2.3 資機材の配備

各課長は, 内部溢水発生時における原子炉施設の保全の ための活動を行うために必要な資機材を配備する。

2.4 手順書の整備

(1) 各課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全の ための活動を行うために必要な体制の整備として、以 下の活動を実施することを社内規定に定める。

a. 想定破損に係る減肉管理

機械計画第一課長および機械計画第二課長は、配管の想 定破損評価において, 応力評価の結果により破損形状の想 定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないこ とを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。

- (2) 安全・防災室長は、全所員に対して、火災が発生した場 合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の 放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的に実施す
- (3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等 に関する教育訓練を定期的に実施する。

2.3 資機材の配備

各課(室)長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。

2. 4 手順書の整備

(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時にお ける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な 体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標 準に定める。

a. 溢水発生時の措置に関する手順

当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリンク ラーからの放水による溢水、地震による溢水およびその 他の溢水が発生した場合の措置を行う。

b. 消火水放水時における注意喚起

安全・防災室長は、機能喪失高さが低い防護すべき設 備が消火水の放水による溢水により機能喪失することの ないよう、消火水放水時の注意事項を現場に表示する。

(2) 運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育 訓練を実施する。

2.3 資機材の配備

各GMは、溢水発生時に使用する資機材を配備する。

2. 4 手順書の整備

(1) <mark>発電GM及び技術計画GM</mark>は、溢水発生時における原子 炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整 備として,以下の活動を実施することをマニュアルに定め

ア. 溢水発生時の措置に関する手順

(ア) 当直長は、想定破損による溢水、消火水の放水によ る溢水、地震起因による溢水及びその他の要因による 溢水が発生した場合の措置を行う。

(イ) 当直長は、燃料プール冷却浄化系やサプレッション プール浄化系が機能喪失した場合。, 残留熱除去系に る使用済燃料プールの注水及び冷却の措置を行う

①P366 (「1.3(1) 火災 防護教育」として実 施)

コメント No. 21

の休制の敕借につ て TS-46 (資機材一覧 表の相違(資機材) スト上、溢水の資機

③その他(業務所掌 の相違)

コメント No. 21 の反 映に伴う項番号の修

コメント No. 22

①P371-P372 (運用の 相違)

③その他(設置許可 に記載なし)

火山影響等発生時、降雪

3 火山影響等発生時、降雪

防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 3. 1 項から 3. 4 項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

九州電力(株)玄海発電所

(令和2年4月)

3.1 要員の配置

- (1) 防災課長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又 は発生した場合に備え、第 119 条に定める必要な要員を配 置する。

また、休日、時間外(夜間)に発生した場合に備え、第 12条に定める必要な要員を配置する。

ア 要員の非常召集

所長(原子力防災管理者)は、降灰予報等により発電所への多量の降灰が予想され、原子力災害が発生するおそれがある場合、緊急時体制を発令し、第119条に定める要員を非常召集するとともに、自らを本部長とする緊急時対策本部を設置する。

なお、休日、時間外(夜間)においては、緊急時対策本 部要員(指揮者等)は、第12条に定める緊急時対策本部要 員(4名)及び重大事故等対策要員(36名)を非常召集し、 緊急時対策本部要員の全体指揮者は、緊急時対策本部要員 を発電所へ非常召集する。

3.2 教育訓練の実施

- (1) 防災課長は、関係所員に対して、火山影響等発生時及び 積雪に対する運用管理に関する教育訓練を定期的に実施す る。
- (2) 発電第二課長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。
- (3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、火山影響等発生時及び積雪に対する運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。
- (4) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、火 山影響等発生時及び積雪より防護すべき施設の保守管理、 点検に関する教育訓練を定期的に実施する。
- (5) 防災課長及び発電第二課長は、第 12 条に定める緊急時 対策本部要員、重大事故等対策要員及び運転員(当直員) に対して、火山影響等発生時における対応要員の役割に応 じた教育訓練を定期的に実施する。

3.3 資機材の配備

- (1) 防災課長及び発電第二課長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。
- (2) 保修第二課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電

四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)

火山現象(降灰)、降雪

3 火山現象(降灰),降雪

防災課長は、火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1 項から3.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。

また,各課長は、計画に基づき、火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

3.1 要員の配置

(1) 所長は、火山影響等発生時または降雪の発生により災害(原子力災害を含む。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。また、休日・夜間に発生した場合に備え、第12条に定める要員を確保する。

a. 要員の招集

所長は、気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合、社内規定に定める対策組織の要員を招集して活動する。また、休日・夜間においては、社内規定に定める対策組織が構築されるまでの間、第12条に定める対策組織が構築されるまでの間、第12条に定める重大事故等対応を行う緊急時対応要員を活用する。

3.2 教育訓練の実施

- (1) 火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第130条および第131条に基づき実施する。
- (2) 各課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。

3.3 資機材の配備

(1) 各課長は、火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な、 屋外における降下火砕物等の除去作業時に使用する道 具および防護具等を配備する。

火山影響等、降雪、地滑り発生時

関西電力(株)大飯発電所

(令和元年9月)

3 火山影響等、降雪、地滑り発生時

3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

3. 1 要員の配置

- (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。) が発生するおそれ がある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置 する。
- (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。また、所長は、降灰予報等によりおおい町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。なお、休日、時間外(夜間)においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。

3.2 教育訓練の実施

- (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等、積雪 および<mark>地滑り発生時</mark>に対する運用管理に関する教育訓練 を定期的に実施する。
- (2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等および地滑り 発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期 的に実施する。
- (3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象、積雪および地滑りより防護すべき施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。
- (4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。

3. 3 資機材の配備

- (1) 各課(室) 長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使 用する道具や防護具等を配備する。
- (2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設 の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電

火山影響等、積雪

3. 火山影響等,積雪

技術計画GMは、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所

(案)

3. 1 要員の配置

- (1) <mark>防災安全GMは</mark>,災害(原子力災害を除く。)が発生す るおそれがある場合又は発生した場合に備え,必要な要員 を配置する。
- (2) <mark>防災安全GMは</mark>,原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え,第108条に定める必要な要員を配置する。

また,所長は,降灰予報等により柏崎刈羽発電所を含む 地域(柏崎市,刈羽村)への多量の降灰が予想される場合, マニュアルに定める組織の要員を参集して活動する。

なお、休日、時間外(夜間)においては、第12条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。

3. 2 教育訓練の実施

- 技術計画GMは、火山影響等及び積雪発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。
- (1)全所員に対して、火山影響等及び積雪発生時に対する運 用管理に関する教育訓練を実施する。
- (2) 運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る 手順に関する教育訓練を実施する。
- (3)各グループ員に対して,降下火砕物防護対策施設の保守管理,点検に関する教育訓練を実施する。
- (4) 緊急時対策要員に対して、火山影響等発生時の非常用ライーゼル発電機の機能を維持するための対策等に関する 教育訓練を実施する。

3. 3 資機材の配備

- (1) 各GMは, 降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する 道具や防護具等を配備する。
- (2)原子炉GMは、火山影響等発生時における原子炉施設の 保全のための活動を行うために必要な非常用ディーゼル

③その他(設置許可にて地滑りによる外部事象防護対象施設への影響はないと整理)

備考

コメント No. 33 ③その他

(計画とは,3次マニュアル「自然現象対応要領」を指す。3次マニュアルの承認権限の相違)

③その他(業務所掌 の相違)

③その他(業務所掌 の相違)

③その他(業務所掌 の相違)

③その他(設置許可にて地滑りによる外部事象防護対象施設への影響はないと整理)

全の他(防護すべ ③その他(防護すべ き施設の保守管理に 関する教育は、「118 条 所員への保ていて 育」にて定めてである ことから、ここで保守 で理に関する教育を 記載)

②火山影響等発生時 の体制の整備につい て TS-78

九州電力(株)玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
地震	地 震	地 震	地 震	
4 地震 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための 活動を行う体制の整備として、次の4.1 項から4.4 項を含 む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長(発 電第二課当直課長を除く。)は、計画に基づき、地震発生時に おける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体 制及び手順の整備を実施する。	4 地 震 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 4.1 項から 4.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	4 地 震 安全・防災室長は、地震発生時における原子炉施設の保全の ための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の 整備を実施する。	4. 地 震 技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全の ための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長安全総括部長の承認を得る。 また、各GMは、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	コメント No. 33 ③その他 (計画とは,3 次マニュアル「自然現象対 応要領」を指す。3 次マニュアルの承認権 限の相違)
4.1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第1 19 条に定める必要な要員を配置する。	4.1 要員の配置 所長は、地震の発生により災害(原子力災害を含む。) が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、 第120 条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のため の活動を行うために必要な要員を配置する。	 4.1 要員の配置 (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。 	4. 1 要員の配置 (1) 防災安全GMは,災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。	③その他(業務所掌 の相違) ③その他(業務所掌 の相違)
4.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、地震発生時の運用管理 に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 発電第二課長は、運転員に対して、地震発生時の運転操 作等に関する教育訓練を定期的に実施する。	4.2 教育訓練の実施 地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を 行う要員に対する教育訓練については,第130条および第 131条に基づき実施する。	4.2 教育訓練の実施(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。(2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。	4. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、地震発生時の対応に関する以下の教育 訓練を定期的に実施する。 (1)全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2)運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。	③その他(業務所掌の相違)
4.3 資機材の配備 (1) 発電第二課長は、地震発生時に使用する資機材を配備す る。	4.3 資機材の配備 各課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のため の活動を行うために必要な資機材を配備する。	4.3 資機材の配備 各課(室)長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。	4.3 資機材の配備 各GMは、地震発生時に使用する資機材を配備する。	
4.4 手順書の整備 (1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。) は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 波及的影響防止 (7) 防災課長、保修第二課長及び土木建築課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (4) 防災課長、保修第二課長及び土木建築課長は、機器・配管等の設置及び点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設(耐震Sクラス施設)及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。)(以下「耐震重要施設等」という。)に対する下位クラス施設*1の波及的影響(4つの観点*2及び溢水・火災の観点)を防止する。 ※1:耐震Bクラス及びCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。 ※2:4つの観点とは、以下をいう。		4. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 波及的影響防止に関する手順 (a) 各課(室)長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、3号炉および4号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各課(室)長は、3号炉および4号炉の機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設(耐震Sクラス施設)および常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。以下、「耐震重要施設等」という。)に対する下位クラス施設*1の波及的影響(4つの観点*2および溢水・火災の観点)を防止する。 ※1:耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故防止設備が設置される重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。 ※2:4つの観点とは、以下をいう。	4. 4 手順書の整備 (1) 技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 ア. 波及的影響防止に関する手順 (ア) 各GMは、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、7号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (イ) 各GMは、7号炉の機器・配管等の設置及び点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設(耐震Sクラス施設)及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故医加設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)並びにこれらが設置される重大事故等対処施設(以下、「耐震重要施設等」という。)に対する下位クラス施設*1の波及的影響(4つの観点*2及び溢水・火災の観点)を防止する。 ※1:耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2:4つの観点とは、以下をいう。	①P170(設置許可記載の相違)

九州電力(株)玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
津波	津波	津波	津波	
5 津 波 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための 活動を行う体制の整備として、次の5.1 項から5.4 項を含 む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長(発 電第二課当直課長を除く。)、廃止措置運営課長、廃止措置安 全課長及び設備管理課長は、計画に基づき、津波発生時にお ける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制 及び手順の整備を実施する。	の活動を行う体制の整備として、次の 5.1 項から 5.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。 また、各課長は、計画に基づき、津波発生時における原子	5 津 波 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、津波発生 時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整 備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、 所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、 津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う ために必要な体制および手順の整備を実施する。	5. 津 波 技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全 のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から 5. 4項を含む計画を策定し、所長 る。また、各GMは、計画に基づき、津波発生時における原 子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び 手順の整備を実施する。	コメント No. 33 ③その他 (計画とは,3 次マニュアル「自然現象対応要領」を指す。3 次マニュアルの承認権限の相違)
5.1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第1 19 条に定める必要な要員を配置する。	発生するおそれがある場合または発生した場合に備え,第 120 条に定める組織を整備し,原子炉施設の保全のための	5. 1 要員の配置 (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。	5. 1 要員の配置 (1) <mark>防災安全GM</mark> は, 災害(原子力災害を除く。) が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え,必要な要員を配置する。 (2) 防災安全GMは,原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え,第108条に定める必要な要員を配置する。	の相違) ③その他(業務所掌
5.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 発電第二課長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。 (3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、浸水防止設備及び津波監視設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。		5. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。 (3) 各課(室) 長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。	5. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、津波発生時の対応に関する以下の教育 訓練を定期的に実施する。 (1)全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2)運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。 (3)各グループ員に対して、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の保守管理、点検に関する教育訓練を実施する。	③その他(業務所掌の相違)
5.3 資機材の配備 (1) 発電第二課長は、津波発生時に使用する資機材を配備す る。	5.3 資機材の配備 各課長は,津波発生時における原子炉施設の保全のための 活動を行うために必要な資機材を配備する。	5.3 資機材の配備 各課(室)長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。	5.3 資機材の配備 各GMは、津波発生時に使用する資機材を配備する。	
5.4 手順書の整備 (1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定	5.4 手順書の整備 (1) 各課長は,津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として,以下の活動を実施することを社内規定に定める。	5. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。	5. 4 手順書の整備 (1)技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全 のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することをマニュアルに定める。	
文書に定める。	a. 津波の襲来が予想される場合の対応	a. <mark>発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合</mark> の対	ア. 津波の襲来が予想される場合の対応 (ア) 当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令さ	③その他(条文構成
	(a) 当直長は、発電所の近傍を震源とする地震に起因して大津波警報が発令された場合、原則として3号炉の原子炉を停止し、冷却操作を実施する。ただし、以下の場合はその限りではない。	(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および 4号炉の循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止さ せ原子炉の冷却操作を実施するとともに、1系統の原子炉 補機冷却水冷却器への海水通水を停止し、原子炉補機冷却 水冷却器出口弁の電源を開放する。 ただし、以下の場合は その限りではない。	れた場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始する。また、補機取水槽の水位を中央制御室にて監視し、引き波による水位低下を確認した場合、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却に必要な海水を確保するため、常用系海水ポンプ(循環水ポンプ及びタービン補機冷却海水ポンプ)を停止する。	の相違) ①P191(運用の相違)
ア 津波の襲来が予想される場合の対応 (7) 保修第二課長及び設備管理課長は、燃料等輸送船に関し、 津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作 業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。	ア 大津波警報が誤報であった場合 イ 発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であっ て,愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまで の間に,大津波警報が解除または見直された場合 (b) 各課長は,燃料等輸送船に関し,津波警報等が発令 された場合,荷役作業を中断し,陸側作業員および輸 送物の退避に関する措置を実施する。	ア 大津波警報が誤報であった場合 イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む 地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直さ れた場合 (b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船 に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、 陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。	(イ) 各GMは, 燃料等輸送船に関し, 発電所を含む地域 に津波警報等が発令された場合, 荷役作業を中断し, 陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施す	③その他(大津波警報が発令された場合、誤報等の判断を待たずに措置を講じるため)

九州電力(株)玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
竜巻	竜巻	竜巻	竜巻	コメント No. 33
6 竜 巻 防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための 活動を行う体制の整備として、次の6.1 項から6.4 項を含 む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長(発 電第二課当直課長を除く。)及び設備管理課長は、計画に基づ き、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行 うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	の活動を行う体制の整備として、次の 6.1 項から 6.4 項 を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。 また、各課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子		6. 竜巻 技術計画GMは、竜巻発生時における原子炉施設の保全 のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から 6.4項を含む計画を策定し、所長 る。また、各GMは、計画に基づき、竜巻発生時における原 子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び 手順の整備を実施する。	3その他 (計画とは,3次マニュアル「自然現象対 応要領」を指す。3次マニュアルの承認権 限の相違)
6.1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。		6. 1 要員の配置 (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。	6. 1 要員の配置 (1) 防災安全GMは、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。	の相違)
6.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。また、関係所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の訓練を実施する。 (2) 発電第二課長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。 (3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、防護対策施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。	う要員に対する教育訓練については,第 130 条および第 131 条に基づき実施する。	 6. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の訓練を実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。 (3) 各課(室)長は、各課員に対して、竜巻対策設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。 	6. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、竜巻発生時の対応に関する以下の教育 訓練を定期的に実施する。 (1)全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練 を実施する。また、全所員に対して、竜巻発生時における 車両退避等の教育訓練を実施する。 (2)運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育 訓練を実施する。 (3)各グループ員に対して、竜巻防護対策施設の保守管理、 点検に関する教育訓練を実施する。	③その他(業務所掌 の相違) ②教育訓練 TS-23
6.3 資機材の配備 (1) 保修第二課長及び設備管理課長は、竜巻対策として固縛 及び固定に使用する資機材を配備する。	6.3 資機材の配備 各課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための 活動を行うために必要な竜巻対策として固縛に使用する 資機材を配備する。	6.3 資機材の配備 各課(室)長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。	6.3 資機材の配備 各GMは、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。 6.4 手順書の整備	
6.4 手順書の整備 (1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)及び設備管理 課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活 動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実 施することを規定文書に定める。	めの活動を行うために必要な体制の整備として、以下の	6. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。	2. 4 子順音の金順 技術計画GMは、竜巻発生時における原子炉施設の保全 のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することをマニュアルに定める。	
ア 飛来物管理 (7) 各課(室、センター)長は、飛来時の運動エネルギ、貫通力が設計飛来物である鋼製材*1よりも大きく竜巻防護施設に影響を及ぼすものについて、設置場所等に応じて固縛、固定、竜巻防護施設等からの離隔、建屋内収納又は撤去により飛来物とならない管理を実施する。 (4) 各第二課長は、屋外の重大事故等対処設備について、位	材については飛来時の運動エネルギーまたは衝撃力が 設定する設計飛来物である鋼製材より大きなもの,車両 については飛来した場合の運動エネルギーが設定する 設計飛来物である乗用車※1よりも大きく,竜巻防護施	計飛来物である鋼製材※1 よりも大きなものについて、 設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により 飛来物とならない管理を実施する。	(1) 飛来物管理の手順 ア. 各GMは、衝突時に建屋又は竜巻防護対策設備に与えるエネルギー、貫通力が設計飛来物**1 (極小飛来物である砂利を除く。) よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、固定又は外部事象防護対象施設からの離隔により飛来物とならない管理を実施する。 イ. (b) 各GMは、屋外の重大事故等対処設備について、	①P379 (設計の相違)
置的分散、固縛、固定又は建屋内収納を図ることで、重大 事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、 重大事故等対処設備について、固縛、固定、竜巻防護施設 等からの離隔又は建屋内収納を図ることで、設計基準事故 対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。	に応じて固縛,固定または竜巻防護施設※2から離隔対策を行い,飛来物とならない管理を実施する。	損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。	設計基準事故対処設備と位置的分散を図ることで、 <mark>設計</mark>	③その他(表現の相違)
(f) 防災課長は、車両に関する入構管理を行う。 (f) 防災課長は、車両に関する入構管理を行う。		(c) 安全・防災室長は、車両に関する入構管理を行う。		③その他(設置許可に記載なし)(車両に関しては(2)ア.で管理)

四国電力(株)伊方発電所	関西電力(株)大飯発電所	関西電力(株)高浜発電所	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所	備考
(令和2年3月)	(令和元年9月)	(令和2年3月)	(案)	N 11 2 12 7
	令和2年3月 補正申請を反映		下記の通り他社との差異についてカテゴリ	<u>分けをする。</u>
			①TS-10 との紐づけ	
			②個別の TS で説明	
			<u>③その他</u>	
有毒ガス	有毒ガス	有毒ガス	有毒ガス	
7 有毒ガス	7 有毒ガス	7 有毒ガス		③その他(定義の相
放射線・化学管理課長は,有毒ガス発生時における運転員 および緊急時対策所 (EL. 32m) で重大事故等に対処する	安全・防災室長は、有毒ガス発生時における運転員および 緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を	安全・防災室長は、有毒ガス発生時における運転員および 緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示		堂) コメント No. 33
ために必要な指示を行う要員(以下「運転員等」という。)	行う要員(以下、本項において「運転員等」という。)の防	を行う要員(以下、本項において「運転員等」という。)の	から7.4項を含む計画を策定し、所長安全総括部長の承認 ③	③その他
の防護のための活動を行う体制の整備として,次の 7.1 項から 7.4 項を含む計画を社内規定として策定し,所長	護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項か ら7.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、	防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項 から7.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。ま		(計画とは,3次マニュアル「自然現象対
の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、有毒ガス	各課(室)長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における	た、各課(室)長は、計画に基づき、有毒ガス発生時にお	<u>を実施する。</u>	芯要領」を指す。3次
発生時における運転員等の防護のための活動を行うため に必要な体制および手順の整備を実施する。	運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	ける運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。		マニュアルの承認権 艮の相違)
7.1 要員の配置	7. 1 要員の配置	7. 1 要員の配置	7. 1 要員の配置	
所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管	所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管	所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管	(1) 防災安全GMは、災害(原子力災害を除く。)が発生す	③その他(設置許可
されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学 物質(以下「可動源」という。)に随行・立会する者(以	されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下、「可動源」という。)に随行・立会する者(以	されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学 物質(以下、「可動源」という。)に随行・立会する者(以		では、輸送容器への 値行・立合や終息活
下「立会人等」という。) ならびに有毒ガス発生時に備え,	下、「立会人」という。) および有毒ガスの発生を終息させ	下、「立会人」という。) および有毒ガスの発生を終息さ	(2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場 重	動は不要としている
有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置(以下「終息活動」という。)を行う要員等を配置する。	るために必要な措置(以下、「終息活動」という。)を行う 要員等を確保する。	せるために必要な措置(以下、「終息活動」という。)を 行う要員等を確保する。	合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要 員を配置する。	とめ、記載なし)
			7. 2 教育訓練の実施	
7.2 教育訓練の実施 (1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活	7. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時に	7. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時	技術計画GMは、有毒ガス発生時の対応に関する以下の教 ③	③その他(業務所掌
動を行う要員に対する教育訓練については、第 130 条 および第 131 条に基づき実施する。	おける運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。	における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練 を定期的に実施する。		の相違) ③その他(定義の相
(2) 放射線・化学管理課長は、終息活動を行う要員に対し	(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を	(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動	員の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。	韋)
て、終息活動等に関する教育訓練を定期的に実施する。	行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着 用のための教育訓練を定期的に実施する。	を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の 着用のための教育訓練を定期的に実施する。		③有毒ガスの対応に ついて TS-88
	(3) 所長室長は、第136条および第137条に基づき、		て、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓	JV 15 00
	発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に 係る教育訓練を入所時に実施する。	(3) 所長室長は、第131条および第132条に基づき、	<u>練を実施する。</u> (3	③その他(有毒ガス
		発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡	 	発生時の認知・連絡
		に係る教育訓練を入所時に実施する。		こ係る教育訓練は, (1)に含めて記載)
7.3 資機材の配備 各課長は,有毒ガス発生時における運転員等の防護のため	7.3 資機材の配備 各課(室)長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護	7.3 資機材の配備 各課(室)長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護	7.3 <u>資機材の配備</u> 各GMは,有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護	
の活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。	のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資	お除(主) 反は、有毎ガス光生時における連転員等の防護 のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な	のための活動を行うために必要な資機材を配備する。	
	機材を配備する。	資機材を配備する。		
7.4 手順書の整備	7. 4 手順書の整備	7.4 手順書の整備	7. 4 手順書の整備	
(1) 各課長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下	(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、有毒ガス発生時 における運転員等の防護のための活動を行うために必要	(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、有毒ガス発生時 における運転員等の防護のための活動を行うために必	日 - B-3世 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	③その他(定義の相 章)
の活動を実施することを社内規定に定める。	な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内	要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社	して、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。	
	標準に定める。	内標準に定める。		